

## 住まい確保支援事業の充実について

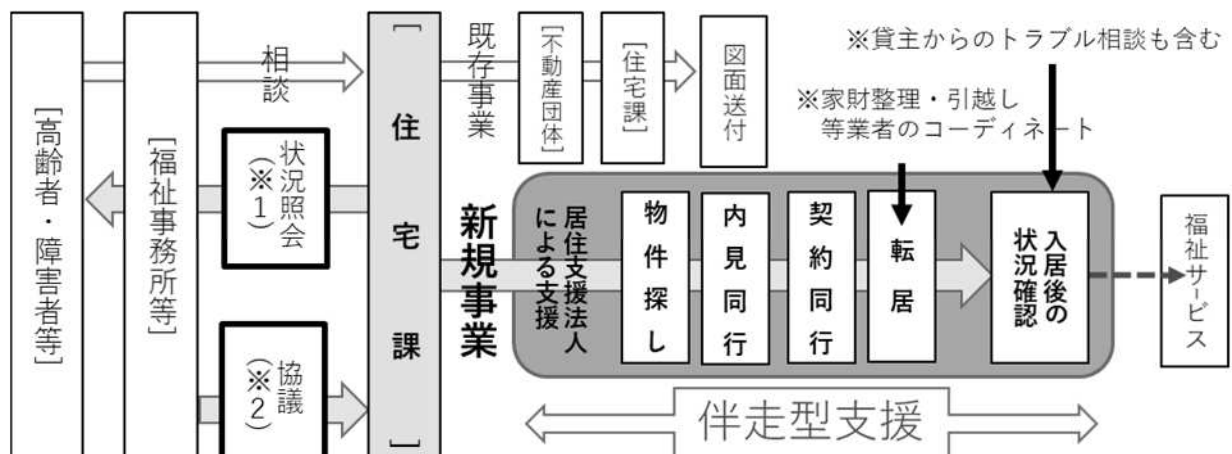
令和元年6月から、高齢者や障害者、ひとり親家庭が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、区内不動産団体と連携して物件の情報提供を行う住まい確保支援事業を実施してきた。

情報提供だけでは住まいの確保につながらない世帯への支援が課題となっているため、既存事業に加え「伴走型支援」を実施する。

## 1 伴走型支援の実施内容

精神障害者や高齢で立ち退きを迫られている世帯などを対象に、令和3年4月から物件の見学や契約手続きへの同行支援、入居後の状況確認などを行う「伴走型支援」を居住支援法人に委託して実施する。

## 【相談から支援に至る流れ】



原則として、住宅課が既存事業への申込情報に基づき対象者の選定を行う。( 1 )  
ただし、相談内容に応じて福祉事務所等が住宅課に協議することができる。( 2 )

## 2 伴走型支援の対象者

以下の( 1 )および( 2 )の要件を満たす世帯

( 1 ) 次のいずれかに該当し、既存事業やその他の手段では住まいの確保が困難であること

高齢で立ち退きを迫られている世帯

障害者または障害者のいる世帯

その他住宅課が必要と認める高齢者世帯・ひとり親家庭

の考え方 心身状況や生活能力から、自ら不動産店において物件探しを行うことが困難である世帯

( 2 ) 本人が伴走型支援を希望しており、そのことを住宅課が確認していること